

第5回県有施設再編等の在り方検討懇話会

1 **日時** 令和元年12月12日(木)
午後3時30分から午後5時

2 **場所** 宮城県行政庁舎4階庁議室

3 出席者

○出席者

(懇話会構成員) :

赤石雅英 構成員, 稲葉雅子 構成員, 加藤睦男 構成員, 志賀野桂一 構成員, 舟引敏明 構成員, 堀切川一男 構成員(座長)

(事務局) :

後藤康宏 震災復興・企画部長, 小林一裕 震災復興・企画部次長, 高橋義広 震災復興・企画部次長, 志賀慎治 震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長, 寺嶋智 震災復興・企画部震災復興政策課企画・評価専門監, 鈴木清英 震災復興・企画部震災復興政策課副参事兼課長補佐, 西内浩 震災復興・企画部震災復興政策課課長補佐兼企画員, 伊勢勝洋 震災復興・企画部震災復興政策課主事

○欠席者: なし

4 議事

- ・ 検討対象施設の再編方針について
- ・ 意見交換

5 配付資料

<資料一覧>

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 「県有施設等の再編に関する基本方針(中間案)」の概要について
- ・ 資料2 県有施設等の再編に関する基本方針(中間案)

6 概要

1. 開会
2. 議事
 - (1) 県有施設等の再編に関する基本方針(中間案)について
 - (2) 意見交換
3. その他
4. 閉会

7 議事内容

懇話会は、県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱第4第2項の規定により、座長が進行することから、堀切川一男座長が議事進行を行った。

【堀切川座長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。議事の（1）県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）につきまして事務局の方から御説明お願いいたします。

（1）検討対象施設の再編方針について

【事務局 志賀課長】

事務局の震災復興政策課長の志賀です。私の方から説明を申し上げたいと思います。お手元の資料1『「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）」の概要について』と、資料2基本方針の本文を併せて御覧いただきながら、説明申し上げたいと思います。資料2の概略をまとめたものが資料1となっていますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、説明に入る前に、別途お配りしている本懇話会の開催要領を御覧ください。そちらの第2の（3）に、本懇話会の所掌事務として、当初、県有施設の再編の基本構想の策定に関することを定めておりましたが、詳細に検討した結果、このタイトルは「基本構想」ではなく、「基本方針」にしたいということになったため、開催要領の改正を行いました。タイトルは「基本方針」という名称にしていることをまずお断り申し上げたいと思います。

それでは説明に入らせていただきます。まず、資料2の方をお開きいただきまして、目次の右側の1ページです。

まず、県有施設の再編等の在り方を考えるに当たっての背景を「第1章はじめに」にまとめていますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

公共施設の現状ということで、本県の公共施設を取り巻く社会情勢として、①人口減少・少子高齢化が急速なピッチで進んでいくだろうといったことが挙げられます。また、②宮城県の公共施設の状況ですが、こちら第1回の懇話会の時にも、説明を申し上げたかと思えますけれども、昭和からの年度ごとに作った施設の床面積を表した表を御覧いただくと分かりますとおり、県の公共施設は、昭和の高度成長期、昭和40年代あたりから増加し、バブル経済期と言われる平成の前半までに多く建設されています。バブル崩壊後は激減していることが見て取れるかと思えます。昭和40年代等に建設したものが大体50年くらい経過するといったことになり、順次こういった施設の更新時期を迎えてくるといった状況にあります。

特に、昭和の旧耐震基準で造られた昭和55年以前の建設の施設の延床面積ベースの割合が34.8%でございます。約4割弱が、旧耐震基準のもとに1回は作られて相当耐震補強等でやってきたものではあります。根本的には非常に古くなっているといったことが見て取れるということです。

これを今後40年間で建替え等をしていく場合の費用を試算したところ、総額で約1兆2,394億円、年平均で年間300億円強かかってくるといったこととなります。これは、将来の厳しい財政状況が想定されている中では、非常に厳しい状況になってくるといったことが背景としてあります。

東日本大震災以降、復興最優先で、こういった施設の更新等につきましては本当に必要最小限で対応してきた部分があります。それらの施設を今後、計画的に改修整備を進めていく必要があるといったことを考えるに当たり、資料2の2ページの趣旨に記載しているとおり、今回、震災復興・企画部が中心となり、個別の施設を個別の所管の部局でそれぞれ考えるといったことではなく、部局横断的に共通の視点でもって、今後の方向性を探っていくことにしたい、これが本懇話会において検討をお願いしている背景にあります。

なお、資料2の2ページの(2)にもありますとおり、国や他の地方公共団体でも同様の問題意識があり、国では、インフラ長寿命化基本計画といったものを定めています。各地方公共団体においては、それに基づく公共施設等総合管理計画、という管理方針を定めています。これ(公共施設等総合管理計画)に基づく施設ごとの個別の維持管理計画(個別計画)を定める期限が来年、令和2年度になっていますので、今回、その個別計画を策定するに当たり、震災復興・企画部の方で、横断的な視点でもって再編の基本的な方針を定め、各所管部局において、その方針に則って個別の改修等の計画を立ててもらおうこととしています。

今、申し上げたことは、2ページの下に模式図で示しています。

次に、資料2の3ページ、第2章です。検討の対象とした県有施設等が10施設ありますが、その抽出方法については、県の公共用施設、いわゆる一般県民の方がお使いになる施設を中心に、老朽化に伴い今後大規模修繕や改築移転等が想定される概ね築30年以上経過した施設を抽出しました。資料2の3ページから5ページに10施設の概略をまとめています。

資料2の6ページにはこれら10施設の位置図及び外観写真を掲載しています。

続いて資料2の7ページ、第3章です。これらの県有施設等の再編に当たっての基本的な考え方として、2つの柱を立てて検討を進めてまいりました。

1つは、「県有施設の規模の適正化と施設機能の強化の実現」です。第1回懇話会で、講師として御参加いただいた東洋大学客員教授の南先生から「縮充」というキーワードが示されたかと思います。今後、人口減少・少子高齢化が進んでいく中で、需要等を冷静に見極めた上で、できれば施設のトータルの規模はある程度抑える、縮減する方向に行きつつも、中身の充実を図る方向で行う、こういったことを基本的な方針として掲げたことをここで示しています。もう1つは、「公有地の有効活用と県有施設の最適な立地の選定」です。可能な限り用地買収等の費用をかけないで現在県で所有している、あるいは県で取得することになる手持ちのストックとなっている土地を有効的に活用して、こういった施設再編、あるいは整備を図っていくべきだという考え方をもちたいといったことです。

この基本的な考え方のもとに、10施設について、現状の分析、状況等を踏まえた上での再編整備等の方向性を、資料2の7ページの中段以降からまとめています。①の本町第3分庁舎から記載しており、四角で囲ったところの前段で示すような現状を踏まえて、この四角囲いの中に再編方針を示しています。この本町第3分庁舎につきましては、現在県のオリンピック・パラリンピック大会推進課が入居していますが、その業務が終了した後は、現時点においては県として特段の用途は想定していないということです。今後基本的には廃止する方向としたいと考えています。本町第3分庁舎に入居している宮城県聴覚障害者情報センター、通称みみサポみやぎについては、聴覚障害者や家族の皆さんが利用する大切な施設ですので、利用者への影響とか交通アクセスなどを鑑みて、現在の位置から遠く離れない場

所に移転先を確保することが望ましいといったことを付記しています。

資料2の8ページ、②宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）です。こちらは昭和39年に建築され、こちらの懇話会とは別に県の環境生活部の方で、宮城県民会館の整備のあり方についての有識者会議を開催し、色々検討を進めていただいているところですが、こちらの方と連携をとりつつ、再編方針の検討を行いました。環境生活部における検討内容も踏まえて、宮城県民会館については、仙台医療センター跡地（宮城野区）に移転するということ、後程説明いたしますが、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と宮城県美術館を集約・複合化するという方針となっています。

資料2の9ページ、③榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）です。こちらは3つの機能が入っている建物になっています。この3つを分割して、それぞれの再編方針を示しています。

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）につきましては先ほど申したとおり、仙台医療センター跡地（宮城野区）に移転し、宮城県民会館及び宮城県美術館との集約・複合化を図っていくといった方向性です。

県教育庁の文化財課の分室については、業務の関連性が深い浮島収蔵庫（多賀城市）の敷地の活用など、今後の移転に向けた検討をさらに進めていくといったことにしたいと思っています。

宮城県婦人会館については、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）の敷地（宮城野区）に移転することとし、（一財）宮城県青年会館が計画しているエスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせて集約・複合化するという案です。

資料2の10ページ、④エスポールみやぎ（宮城県青年会館）については、今申し上げたとおり、現地での建替えの計画に合わせて、宮城県婦人会館と、次の宮城県母子・父子福祉センターとの集約・複合化を図ってまいりたいといったことです。

⑤宮城県母子・父子福祉センターについては、今申し上げたとおり、エスポールみやぎ（宮城県青年会館）との集約を図りたいといったことですが、ただし書きとして、福祉関係施設でありますので、宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）の時にも同様の問題提起がされていると思いますけれども、この県庁周辺で別途、今後県有の土地あるいは建物、あるいは外郭団体がお持ちになっている建物の整備方針等が出てきた場合には、そういった方向で統合することも考えられるのではないかとといったことも選択肢の1つとして考えたいということをご付記してございます。

資料2の11ページ、⑥宮城県第二総合運動場については、仙台市内をはじめ各市町村に同様の体育施設は存在するわけですが、今後県内の学校施設にも体育館等は合わせて整備されていくことがありますので、そういった体育施設全体の需要動向等を見極めながら、今後の方向性を探りたいということで、今回、他の施設との集約等は行わず、当面、現地において必要な修繕更新を行いながら、今後の方向性を探るといったまとめにしています。

⑦宮城県美術館です。こちらは昭和56年8月に建築され、築38年が経過しており、外観は非常に頑丈なつくりですが、設備の老朽化等がかなり進んでおり、また、収蔵庫の狭隘化等々も指摘されてきたところです。様々な角度から検討しましたが、まず、現段階の案といたしましては、この収蔵庫の狭隘化の解消あるいはバリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザインへの配慮、大型化が進む全国的な巡回展への対応、あるいは常設

展示の充実といった様々な課題に、抜本的に対策を講じたいといったことがあり、「宮城県美術館リニューアル基本方針」を定めて現地改修の方針を一度検討しているところですが、そちらで検討した内容を活かしていくといったことを前提条件と考えた上で、先ほどから申し上げているとおり、方向性としては、仙台医療センター跡地（宮城野区）に移転することとし、宮城県民会館と宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）との集約・複合化による整備を図ってまいりたいといったことで、こちらに示しているところです。

資料2の12ページ、⑧多賀城分庁舎については、もともと仙台東土木事務所という県の庁舎でしたが、一部県の書庫等での使用のほか、関係団体等が目的外使用という形で入居しているところになっています。こちらの再編方針については、主な利用形態が、目的外使用許可によって関係団体の業務事務室になっているといったこともあり、他の施設との親和性等がなかなか見いだせなかったということもありますけれども、当面の間、必要な範囲での修繕更新を行いながら、今後の県としての利活用方針、あるいは修繕更新の費用等を勘案しながら、建物の取扱いを検討してまいりたいということにしています。ただ、将来的にはやはり廃止を視野に入れた検討もしなければならないといったことですので、現在入居している団体との調整等も行なってまいりたいということです。

⑨商工振興センターについては、多賀城分庁舎と似ている部分がありますが、主な利用形態は県関係団体等の事務室であるため、他の施設との親和性がなかなか見いだせなかったということもあり、集約等を行わない方針にしたいと思います。当面の間、必要な修繕を行いながら、入居団体の意向を並行して確認しつつ、今後、今回の再編等によって生じる跡地や今後出てくる市内、県内の土地等の利活用も含めて、将来的には移転等も視野に入れた検討を行ってまいりたいとしています。

資料2の13ページ、⑩みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）については、県の建物ではなく、駅前の賃貸物件ですが、ハローワークとの一体的な運用が効果的であるという条件があったものですから、今回、検討の対象とした他の施設との集約等を行わない形にしまして、当面の間は今の形を維持しながら、将来的な就労支援、現在は若年者の就職支援といったものをメインに置いたセンターになっていますが、例えば、高齢者や女性、外国人、こういった就労相談の対応をどういうふうにしていくか、こういったものも考え合わせながら、ハローワークとの連携を図りつつ、今後の方針を検討したいと考えています。先ほどと同様に、再編によって生じた土地の利活用あるいは、県内、市内での建物、土地の利活用方法等も併せて、将来的には、移転するといったことを視野に入れながら検討を進めたいというまとめになっています。

以上、概略で申し上げたものを、資料2の14ページ、資料1の3ページも同じですが、模式的に示しています。まとめますと、3つの類型があり、黒矢印が当面現状維持で集約等を行わないで、個別の検討を進めていくといったもの、赤矢印が仙台医療センター跡地の方で集約を図るといったもの、青矢印が現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地で集約を図るといったもの、それぞれこのように整理をさせていただいたところです。

次に、資料2の15ページ、第4章です。第4章では、14ページで示した赤矢印と青矢印のそれぞれ集約を図るものについての概略をまとめています。

まず、15ページは、（14ページの）赤矢印に相当する仙台医療センター跡地での集約・

再編の考え方です。仙台医療センター跡地の位置や概要についてはこの15ページに記載のとおりです。集約・複合化のねらい・効果等については、16ページにまとめさせていただいたところです。1つは、施設規模の適正化及び施設機能の強化を図るといったことが、こちらに掲げてあるとおりです。劇場、美術館といった県民、企業、学校関係者で幅広い利用者が集まる施設と、県内の民間非営利活動の拠点であるみやぎNPOプラザが併設されることで、NPO活動の情報発信、NPO・企業等相互の交流機能強化に繋がるといったことはありますけれども、その上に記載のとおり、まず前提としてはそれぞれこの3つの施設は、それぞれ会議室などの類似の諸室機能が多いので、集約を図ることで、全体規模の適正化を図ることができるといったこと、これで施設管理の効率化も見込まれますし、国で設けている有利な起債制度の活用にも道が開けていくといったことにも繋がるといったこともあります。

次に、音楽、演劇、美術が一体となった文化芸術の振興継承の拠点となり、県民が多様な文化芸術を創造、発表、享受できる機会の充実や、文化芸術情報の収集、発信の強化に繋がる、また、多様な分野の交流による文化芸術活動のさらなる活性化、新しい価値の創造といった効果も期待できるといったことがあります。コンセプトとして言い換えてまとめますと、文化芸術の拠点として様々なアート分野の交流による文化芸術活動のさらなる活性化を図るとともに、仙台駅東口の地域において、宮城野原公園総合運動場、榴岡公園、別途整備が進んでおります広域防災拠点も合わせて、全体の回遊性を持ちながら、多くの県民が集い、憩い様々な文化芸術などを楽しんでいただけるような魅力の創出を目指すことを意図しております。

以降は、関連する県の計画等々を列記しており、コンセプトの中に活かしていきたいといった記述を続けておりまして、資料2の18ページには周辺の日影制限等、あるいはこの敷地の利用条件等を鑑み、概ねこういった位置関係の配置にしてはどうかといった案を図4として示しています。前回の懇話会ではこちらの配置を色分けして、きちんとした形に塗っておりましたが、舟引構成員の方から、あまり色塗りして明確に分けてしまうと、エリアがここに固定されてしまって、それぞれの交流を図ることが妨げられることになりはしないかといった御指摘がありましたことも受けて、そのエリアはまだ全く未確定ですので、こういうエリア関係になりますといった表現にとどめた形にしております。概ね配置関係としてはこういった形になるかといった、あくまでもイメージとしてお考えください。

資料2の19ページから、他県におけるこういった文化ホール、あるいは美術館との併設事例をまとめさせていただきました。併設により様々な相乗効果が図られて効果が上がっているといったことを伺っているところです。長野県上田市、愛知県、そして島根県のそれぞれのセンターの概要をまとめつつ、イメージ写真なども20ページに収めているところです。

資料2の21ページには今後検討・整理すべき事項をまとめています。今回、統一的なコンセプトのもとにそれぞれの機能を十分に発揮していくことが必要ですので、具体的な中身につきましては、今後、この方針を土台に様々な意見を頂戴しながら、来年度以降に向けて、具体的な整備にかかる構想を検討していく必要があるかと思っています。その際、宮城県民会館、宮城県美術館については、宮城県民会館の方は、今年度中に別途、策定が予定されておりまして整備基本構想、そして宮城県美術館の方は先ほど説明しました、既に策定している

宮城県美術館リニューアルの基本方針の内容を十分に尊重した上で、それぞれの施設の特異性にも配慮しつつ、イニシャルコストだけではなく、将来的な施設用途の変更とか、維持管理コストについても十分考慮する形で、検討を進めてまいりたいといったことを記載しています。また、民間活力の導入可能性の検討といったものを行う必要があるということで、例えば、資料2の18ページの図面に、民間の活用エリアを入れたらどうなるかといったことを併せて示したものが21ページの図6、7になっていますけれども、こちら民間の導入の可能性も含めて、来年度以降、例えば、マーケットサウンディングを行うなどから始めて、可能性を探った上で、必要であれば、あるいは可能であれば、そういった方策も探ってまいりたいといったことを記載しています。

資料2の22ページです。移転となった場合に生じる跡地等の利活用に係る検討の方向性について記述しています。こちらについては、まだ全く白紙と申しますか、方向性だけの記述にとどまっていますけれども、宮城県民会館につきましては、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上に繋がるような利活用方策について今後具体的な検討が必要であろうと考えています。そして、宮城県美術館については、文教地区といった特殊性に鑑みまして、具体的な方策の検討を行う必要があるだろうといったことを記載しています。

なお、具体的なこういった施設整備に関する構想でありますとか移転によって生じる跡地の利活用の検討に当たりましては、仙台市をはじめ、関係機関、関係団体との協議調整を密接に行っていくといったこともこちらの方に記述しているところでございます。

次に、資料2の23ページを御覧ください。こちらは青矢印の集約・再編案、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地での集約等です。計画地の概要等は、こちらの23ページに記載しているとおりです。集約・複合化のねらい・効果等については、23ページの(2)①、②に記載していますが、集約する施設は、研修やセミナーなどを行っている機能を持つ施設でして、これら類似性のある施設を1か所に集約することで、施設活用の効率化、あるいは稼働率の向上等を含めていろいろ検討していきたいといったコンセプトです。また、相互に様々な関連、交流を深めることによりまして相乗効果を図っていく効果も狙えると思っています。

以下、同様に県の関連計画等の記述を経まして、今後検討整理すべき事項をまとめています。こちらは先ほども触れましたけれども、(4)①のとおり、建物自体は（一財）宮城県青年会館が持っている建物の改修計画に乗っかっていくといったイメージですので、こちらは財団の方と具体的な整備手法や事業スケジュール等について、協議調整を行っていく必要があるだろうと考えています。施設整備に当たっては、当然、機能共有化を図って、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけではなく、将来的な施設用途の変更あるいは維持管理コストに十分考慮することを記載しています。

跡地の利活用に関する検討の方向性についてもここに記載したとおりで、考え方は前のものと同様です。

以上、資料2、基本方針（中間案）本文の説明でしたが、資料1の2ページ、5を御覧ください。最後に説明申し上げますのは、今後のスケジュールでございます。

本日の説明を経まして、今月の下旬あたりから、年を挟みまして1月中旬に、パブリックコメントを実施し、県民の皆様から御意見を頂戴したいと考えています。令和2年2月頃に、

第6回懇話会を開催させていただき、パブリックコメント等の状況を踏まえまして、基本方針の中間案から最終案にステップアップしたものを御提示し、さらに御意見を頂戴したいと考えております。

そして、今年度中3月頃には、最終的な基本方針を策定してまいりたい、こういったスケジュールを予定しています。

事務局からの説明は以上です。

【堀切川座長】

どうもありがとうございました。それでは議事の（2）意見交換に移りたいと思います。

ただいま事務局の説明の中で示されました基本方針の中間案につきまして、意見交換をしたいと思います。事務局への確認あるいは御質問も含めて結構ですので、よろしく願いいたします。御意見等ある方、挙手をお願いします。

（2）意見交換

【稲葉構成員】

これから県民の皆さんからのパブリックコメントもたくさん集められると思いますけれどもパブコメを集める時の資料というのは、今配られている資料をもとに御説明されるのでしょうか。

【事務局 志賀課長】

はい、そういったことになると思います。

【稲葉構成員】

昨今、この話題がいろいろなところで取り上げられていますけれども、どうしても、何か移るということとか、壊してしまうのではないかとか、そういうことが非常にクローズアップされているところがあるという気がしています。

この中間案の中ですと、例えば公共施設の現状ですとか、これからかかるお金の件ですとか、その辺が非常に、さらっと説明されていて、もうちょっと詳しく、どうしてもこれぐらいはかかってしまうので御理解いただきたいというような基本的なところをもう少し丁寧に説明された方がいいのではないかとこのように感じています。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。事務局の方から補足のコメントはございますか。

【事務局 志賀課長】

稲葉構成員からの御指摘でございましたけれども、中間案の1ページには書いておりますが、例えばパブリックコメントを募集するに当たりまして、これだけPDFで載せるのではなく、要旨といえますか、こういった視点で、こういった考え方のもとにまとめたものです

といったようなことを付記するなどの工夫してみたいと思います。

【堀切川座長】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【赤石構成員】

今回のこの議論というのは、第1章の「はじめに」というところにあったとおり、要はバブル以前、昭和のイケイケの時代にどんどん建ててしまい、その有効利用とか何も考えずに、何もと言ったらあれですけども、平成の時代30年を経て令和に入り、大きな整理をしなければいけないと思います。

整理をするというのはどういうことかという、あるものは、やはり言葉は悪いのですけれど切り捨てなければいけないということで、それに当たって、切り捨て対象になったところは、もしかするといろいろな御不満もあろうかと思えますけれども、やはりそれが新しい時代に向かっていくための、我慢していただかなければいけないところも出てくるのかなと思います。

ただ、パブリックコメント等で色々な御意見が出てくるかと思えますけれども、そういった方達の意見も斟酌しながら、新しいものをつくっていくという、しかも、小型集約化というのでしょうか、そういった基本方針だろうと思います。これは将来的な人口減少に伴う県の財政の縮小化というものを考えればそれは当然のことだろうと思います。

過去にあるものを集約するだけでは、新しい時代に向けた建物にはならないのではないかと考えています。県民の皆様がもっとわくわくするような新しいコンセプトを持ったものを建てていかれるのがよろしいのではないかと考えています。

私は何回も言っていますけれども、大規模学会を誘致できる施設が仙台にはないので、今回のこの、医療センター跡地については、そういった観点も考慮していただきたいということをお話ししていました。ちなみに2021年に、医療の関係、日本の血液学会が仙台で開催されることが決まっているそうです。仙台国際センターで開催するそうです。参加予定人数7,000人です。色々分かれて展開することになるかと思えますけれども、21年には間に合うと思いませんが、そういったものができれば、日本全国色々なところから、そういった人に来ていただいて、仙台にお金を落とすとしていただければ、経済の活性化に繋がるのではないかと考えております。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございました。志賀野構成員お願いします。

【志賀野構成員】

私は、文化振興の立場でこの懇話会に出させていただいていると思えますけれども、まずホールのことにつきましては、色々調べてみますと、全国的にも、他の公共施設と、複合しているというのが結構ございまして、全体の調べによりますと54.8%ということで、半

数を超えております。そして、そのうち公共施設併設が90.5%ですけれども商業施設等の民間施設の併設も14.1%というように、いわゆる公共施設の、例えばホール単体というよりは、そういった意味での複合というのが結構多くなっていると、全国的にそういったことが言えます。

それともう1つは、今回俎上に上っております、いわゆる今後の老朽化に備えるということでもありますけれども、これにつきまして、公共文化施設協会というところで調べた劇場音楽堂等の大規模改修、及び個別施設運営、管理、計画の策定に関するアンケートというのが出处ですが、これによりますと、この課題に対する備え、長寿命化に備えた計画を作っているところは全体の13%にすぎないという状況にあります。そういった意味で、今県がなさっている、この集約化なり、その備え、計画は、先行的でよろしいのではないかとということが基本にあるかと思えます。

その上で、いくつかの質問と意見を申し上げさせていただきたい。まず1つは、集約化というところで起債制度が新たに使えるという御説明でありましたけれども、具体的なメリットが、どのようになっているのかは、もう少し詳しく説明をしていただければと思います。

なぜこういうことを申し上げますかという、今回の特に県民会館の移転に関しましては、今他のところで新しく作られているホールと引き比べましても、現在の県民会館は非常に問題、課題が多いわけです。それらを解消しようとする、実は面積が減るというよりは、少しプラスしないと、その問題は解決しないということがあるわけです。そういったときに、施設を集約して、減らすことが基本でなければならないとすると、増える部分というのはどうなるのかというのは気になります。そういった意味で、今これをお尋ねしております。特に今回は、大ホールだけの問題ではなくて、諸室及び中ホールのなりハーサル室といいますか、そういった部分まで含みますので、相当な面積を取らざるを得ないということがあります。そういった中で、集約してのメリットというものを、あるいは起債をうまく獲得できるのかどうかを一点お聞きしておきたいと思えます。

2点目は、スケジュールの問題であります。これから移転計画なり、あるいは新しい施設のコンペティションなり、いろんなことをやっていって、整備が進むと思いますが、そうした時のスケジュール感というのが1つ、土地が決まっているということは非常に造りやすいと思えますけれども、どのようになるのであろうか。そして、この中間の報告に、スケジュールがまとめとして記載されるかも含めてお聞きしておきたい。

そして今もう1つは、新たな俎上に上っている県立美術館というものが出てまいりますと、これもまた、多分それぞれの専門部署のところで、もし移すとすれば、相当にホールの計画とは時間感覚が違うようなことも考えられます。そういったときに両者の時間が、うまく合えば、一体として、整備ができるわけですがけれども、仮に、時間差が出てきたときには、どういう扱いになるかというのもう1つの疑問です。そうすると、この集約化の俎上に上らないで、せっかく一緒にしたけれどもその起債条件に合わないことになるのではないかと思ったものですから、お伺いしておきたい。

それから、ここにも載っておりますけれども、跡地のことです。これについては、やはり市民・県民、大変関心が高いと思われまますので、これについては、どのような方法で今後進められるのかという、むしろ方法論というか、ゴールがどうなるかは別にいたしまして、ど

のような方法・手順でこれを進めようとなさっているのか伺いたいと思います。以上が、私の質問、意見としてお聞きしたいと思っております。

【堀切川座長】

ありがとうございました。事務局の方でコメントございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局 志賀課長】

4つほど御質問を頂戴したということで、1つずつお答えしたいと思ひます。

まずは起債制度の概要でございますが、こちらの計算式がいろいろありますので、口で説明するのがなかなか難しいのですが、概略を申し上げますと、例えば、AとBという施設がありまして、それぞれの現床面積がa、bだとします。集約した後にAとBの占める面積をそれぞれa'、b'とします。a+bを分母に置いて、a'+b'を分子に置き、それが1より少ないことが、この起債充当の条件です。

ただし、これは現施設に相当するものを造り替えた後の面積だといったことになっていまして、今ない機能のものは、そもそもの起債の対象にはならないとして切り取ることが可能だといった解釈になっているようです。現機能に合致する部分で、スクラップビルドをした上ででき上がったものとの比較で、1未満であれば、起債の対象になるといったことです。その起債は充当率が90%。それに対する交付税措置率が50%といった高率の措置になっており、全体の45%相当の交付税措置が見込まれる起債制度です。

2点目、スケジュール感ですが、例えば、今回こういう方針で進めることとしまして、来年度以降、具体的なグランドデザイン、こういった施設を造っていくといった基本構想を作っていくことになろうかと思ひます。県の大規模事業評価といった、様々な観点や評価を別途、実施することになりますけれども、例えば、総建設費や総面積がどのくらいの規模になるのだろうかといったことを、来年度以降、検討していくことになると思ひます。

そういった様々な手続きにより検討を加えた上で、今度は具体的な設計等に入ると、通常ですと、やはり年単位で時間がかかっていくことになりますので、3年ぐらいトータルでかかっていくことが想定されます。次いで、建築工事が、相当の大規模な工事になると思ひますので、やはり2、3年は下らないのかなという今のところの感覚ではあります。はっきりしたことは申し上げられませんが、5～8年くらいのスパンで考えていくプロジェクトになるのではないかという感じがしております。

美術館との兼ね合いですが、同時に築年数は違いますが老朽化が結構進んでいるといった基本条件は両施設とも一緒ですので、可能であれば同じ時期にできれば、それはいいのかもしれませんが、また、そうすると単年度当たりで事業費も大きくなっていくといったこともあります。

今回考えているイメージは20ページの写真を御覧いただくと、愛知県の建物が載っていますけれども、愛知県は、1つのビルの中に、フロアでホールと美術館が分かれているといった、一体型の建物でございます。一方、上田市と島根県の方は、場所是一緒ですけれども、いわゆる棟続きというか、別建てのものが1か所に収まっているという印象でして、どちら

かというところ、今回考えているものは、上田市や島根県の方に、近いイメージでいこうかと思っています。

結果、着工年が一期工事、二期工事みたいな形で施工することもできなくはないのかもしれませんが、それは技術的な検討、専門的な検討が必要ですので、これ以上は私の方から具体的なことは申し上げられませんが、イメージとしてはそのような形での対処は可能かと思っています。

最後に、跡地利用につきましては、先ほども説明で若干触れておりました、22ページに記述がありますけれども、まず考え方として、県として、跡地について何か利活用なり、活用の方策の余地があるかといったものは検討しなければいけないだろうといったことがあります。その上で、県自らといった方策ではないとなったときに、様々な選択肢のもとで、これも先ほど申し上げておりますとおり、仙台市はもちろんですけれども、関係団体、関係機関等の皆さんの意見等を十分踏まえた上で、どういった方策で辿っていくのかを検討していくことを考えています。

それが、スケジュール感覚でいうと、移転先に建物ができるのが例えば6、7年先だということにしますと、そこから移転後の現在の建物の解体撤去、あるいは保存するといった検討を別途することになりますので、その跡地利用の形というのは、10年ぐらい先のことを見越して検討を進めていかなければならないといった感覚であります。いずれ仮にこの6、7年間の建築計画の段階に合わせて、様々な形を十分積み上げていきながら、具体的な方向性を探っていくといった形が基本になろうかと思っておりますけれども、今10年先のことを見越してこういったものが望ましいとか、こういったものを具体的に造るべきだといった議論をすると、若干早すぎるといったきらいは出てくるのではないかとといったことは念頭に置いておきながら、具体的な検討を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

【志賀野構成員】

すみません。1点確認させてください。

今、ホールとそれから美術館が、着工年次とかがもしかしたら食い違うかもしれないこともあり得ると、おっしゃいましたけれども、そういった場合でも、今の起債制度は適用になるのでしょうか。

【事務局 志賀課長】

詳細な検討はやってみなければ分からない部分もちろんありますけれども、いずれ一期二期といった全体工事の中で、年度を踏んでやっていくといった形の説明は可能で、建設工事で一体のものであるということであれば、起債制度の活用が可能かというようには思います。

ただ何年、例えば間隔を置いてという形になってしまうとそこは説明が難しくなる部分があるかと思っております。

【堀切川座長】

ありがとうございます。関連で確認ですけれど、例えば起債制度を活用できる可能性が

こういうやり方だとあるという、起債は多分できるということだと思えるのですが、そうしますと、移転集約することによるメリットとしては、こういう建て方の方針にすれば、こういう制度が使えて、県としてはできるだけお金をあまりかけずに、でも良いものを造ることができるという記載はできるということですか。

パブリックコメントを集めるにあたっては、できるだけ県民の皆さんに、そういう場合だとどういったメリットがあるのかということも記載していただいた方が、意見を出しやすくなるかなという感じもします。

例えば、非常に単純に想像できることのメリットとして、美術館ができ、新しく移転するんだとすれば、でき上がるまでは現状の美術館が開館できるので、使ってもらえるんだとか、例えばそういう、少し考えれば分かるかもしれませんが、そこが閉鎖されないで済みますというようなこともメリットになってくるという感じもいたしますので、県民の皆様が考える元ネタとしてはいろんな情報を丁寧に書かれた方がいいかなという気がいたしました。

例えば、美術館の敷地の下にはトンネルが通っているというのも、書くのと書かないのでは大違いなので、事実としての記述はあったほうがいいかなと。考える元ネタです。どう考えられるかは皆さんの自由ですけど、そういうことも含めて、パブリックコメントを募集する時の丁寧な記載をしていただければありがたいなと私は思いました。

その他御意見等ありますでしょうか。

【加藤構成員】

本日示されました基本方針案中間案についてですが、これは前回の集約・複合化A案、B案をそのまま踏襲した内容なので、内容的にはよろしいのではないかと思いますけれども、やはり稲葉先生がおっしゃったように、何でこれが県として必要だったのか、今後必要になってくるのかということからは、もうちょっと厚くした方がいいのではないかと思います。そこで背景も御理解していただくということも必要だと思います。

対外的な反応は、皆さんおっしゃっているように美術館だけに目がいってしまって、その他のエスポールみやぎや母子・父子福祉センター、あとみみサポなどは全くスルーされていますので、逆に、概ね問題なしということだったのかと、私は受け止めております。

その美術館についてですけども、唐突に降って湧いたように再編集約の話が出たとか、美術関係者のいないところで進められているとかといった論調も見られるようですが、そもそもこの懇話会は、老朽化した県関係施設の再編移転や跡地の利活用について、全庁的総合的な検討を行うに当たっての意見聴取の場としての位置付けだったと思います。公開で開催された1回目の懇話会でも、再編移転の対象となる施設、場所について、美術館も含めて、既にその時点で明らかにされていたもので、少なくとも第1回をきちんと取材したマスコミは5月の時点で、「県美術館など再編検討」と見出しをつけて記事にしています。

また、対象施設の選定は所管部局において、例えば美術館であれば教育庁において、所要の関係者との事前調整等を行った上で、再編移転の対象とすることが妥当と判断してこの検討の俎上に載せたものと理解しておりますので、その点は県側からもきっちり発信することが大事なのではないかと思います。

その上で具体的中間案の記述について、2点あります。

1点目が、16ページの仙台医療センターの跡地の集約にかかる、「(3) 県の関連計画等」のところですが、ここで平成28年度の宮城県美術館リニューアル構想が取り上げられていないのですが、これはまだ計画ではないからということだったのかもしれませんが、やや不自然に感じますので、できたらここで触れたらいいのではないかと思います。先ほど事務局の方でも、21ページのところで「宮城県美術館リニューアル基本方針の内容を十分に尊重」とおっしゃっていましたので、それも踏まえて御検討いただければと思います。

2点目は22ページ。今、志賀野先生も触れられていたところですが、跡地等の利活用に係る検討の方向性の4行目、「宮城県美術館については文教地区であることを踏まえ具体的な方策の検討を行う。」という箇所です。これは今後10年スパンということなので、あまり具体の書き込みはできなかつたのかとは思いますが、この件に関しては以前の本懇話会の場でも、前川國男氏の建築物は東京都美術館や福岡市美術館が最近リニューアルされている前例も十分検討し、かつ、文教地区という周辺環境も考え合わせるべきとの意見があり、そして前回も、跡地利用に関連し、前川建築の文化的価値を重視し、建築物等周辺環境と一体的に活かすべきとの意見を踏まえ、堀切川座長が現在の建物を活かすという案も併せて検討してはどうかということでまとめられておりました。

県の教育委員でもあった故大村虔一先生が関わった、広瀬川を中心に据え県美術館も大きな要素となる仙台セントラルパーク構想というのがある、その理念に多くの方が共感しているところですし、また11月県議会においても美術館を東北大博物館にしてはどうかという提言とか、本懇話会で一案として出された仙台市への移管なども含めて今回の中間案においては、もうちょっと踏み込んで書けないのかという思いがしました。これも例えばですが、「建物の保存活用の方向性を含め、具体的な方策の検討を行う」とか、表現は考えていただければいいと思いますが、御検討いただければと思います。

また、このタイトルの「跡地等の利活用に係る検討の方向性」ですけれども、この跡地等の「等」に建物が入っていると思いますが、跡地と言ってしまうと、もう建物を撤去し、更地にするイメージがあり、先日、県に要望書を出した西大立目さんも建物を解体するものということで理解されていらっしゃるようなので、要らぬ誤解を避けるよう、「移転後の跡地・施設等の利活用」とでもすると良いのかなと思いましたが、これも御検討いただければと思います。

私からは以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。事務局の方からコメントはございますでしょうか。

【事務局 後藤部長】

今、加藤構成員の方からございました、記載についての追記であるとか、議論を踏まえたところの項目の確認であるとかそういったところは十分検討させていただいて、基本方針の中身を再度検討させていただきたいというふうに思います。

1点ございましたこれまでの検討経過のところでは構成員の方からお触れいただきましたけ

れども、各部局がそれぞれに施設について、それぞれ技術的な観点とか専門的な視点から十分に検討して、この構想に取り上げられることを了解して望んでいるというふうな理解をされるという御発言がありました。我々としては、これはそこに入っていくためのたたき台という形で臨んでおりますので、各施設所管部局においては、そこまでしっかり周辺を踏まえた検討までは至らずに、まずは我々として、この対象にするための機械的な算定基準というか、選択の基準に乗っかって、それによって、この構想の対象にできるかどうかという点については了解をしてスタートしたと。例えば県民会館は、先行して個別的な検討が大分深くスタートしておりましたので、今、加藤構成員のおっしゃったような経過を踏まえて、この場に乗ってきておりますが、美術館やみやぎNPOプラザ、母子・父子福祉センターなどの他の施設は、このたたき台を受けた形で現在、進行し始めていると。いろいろな各分野の検討をスタートさせたという状況だというふうに我々としては理解、認識しておりますので、これからこの中間案を出した上で、それぞれの分野の部分を十分に確認、検討していただいて、最終的に我々がまとめようとしている基本方針の方に活かせるような状況に各部局の方でもっていただければというのが我々のスタンスでございます。

【堀切川座長】

ありがとうございます。その他、御意見ございませんでしょうか。

【舟引構成員】

私からは、周辺のまちづくりを含めた観点から1点だけ意見を申し上げたいと思います。

15ページあたりで、計画地の概要のところ、仙台市のマスタープランの中で交流拠点というような形で表現をされた位置付けであるエリアですと、ということが書かれております。次に16ページにいくと、ではこの立地の選定の理由の際のちょうど②の真ん中の段落には、災害等有事の際には、機能を補完するとか周辺施設の連動という形で、災害の時に役に立つんだという言い方をしております。

前回申し上げたことと繋がってくるのですけれども、これだけの大規模な土地利用転換をするのですから、この拠点性を周辺にいかにか波及されるかという観点を、都市計画として書かないといけない。(6)の今後検討整理すべき事項の中にその周辺との連動の話がないといけないだろうと思います。

どうしてそう思ったかという、事例が3つ挙げております。愛知県の芸術文化センターはもう25年ぐらいになると思いますが、栄公園という都心にあった公園とその隣のNHKの名古屋放送局と、あともう1つ文化施設との、3つの敷地を入れ替えながら、かなり大掛かりな土地利用の再編の結果造った施設です。実際には、この写真では分からないのですが、この隣にオアシス21というかなり立体的に造った公園があって、地下鉄から地下1階のオープンスペースに繋がっていて、太陽が見える地下1階という不思議な世界なんですけれども、そこから芸文センターへ直接行けるという動線を作り、都心の中の回遊性を持たせ、そういう形のまちづくりの中で造った施設なので、これ単体だけ見ると、この辺のロジックがよく分からないのですけれども、そのようにして造られた施設です。

それからグラントワ、島根県芸術文化センターも、これは本当に美しい建築物ですが、な

んでこう綺麗かというこの写真でわかるかと思いますが、石見地方の石州瓦という赤瓦、ここで作っている赤瓦を使って、そこで焼いた焼き物で壁まで全部埋め尽くしています。なぜ赤瓦を使っているかという、益田市は旧城下町です。20年近く前に、中心市街地活性化計画、これは都市計画部局と商工部局と一緒に作って作る計画ですけども、その計画の中で、やっぱり歴史的なゾーンの中に造ってそれでまちの回遊性を高めて、合わせてこの後に歴史まちづくりという構想を進める中で、市の構想の中に県の施設をきちんと位置付けてやっています。実際はなかなか人口減少が止まらない厳しい状況にはありますが、そういうコンテキストの中でやっているということですので今回の、県民会館の美術館も含めた形で、仙台駅の東に都市としての新たな拠点を作るわけですから、起債の話もありましたけれども、地域に最大限に投資効果が上がるような形に配慮していかないといけません。この段階からでも、できれば周辺との連携、繋がりを意識して、検討をして欲しいというような部分が追加できればと思います。

この論点、エスポールみやぎも、程度問題は随分違うと思いますけれども周辺の公共施設云々というような記述もありますから、こちらもそういう観点で、検討しておくべきではあると思います。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。事務局の方から何かコメントございますでしょうか。

【事務局 志賀課長】

御指摘の都市計画上のコンセプトといいますか、基本的な考え方や理念といったものをもうちよっと手厚く丁寧に記述して、かつ、なぜその土地を選んで、どういう効果を期待して、そこに移転するのかという周辺との関連性の部分、こちらを意識した書き込みを今後検討して書き加えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【志賀野構成員】

私も舟引先生と似た意見を申し述べたいと思います。前回は申し上げたと思いますが、この医療センター跡地のことですけど、全体をデザイン化するというはとても大事なことで、ましてや例えば、美術館ということであれば、県の美術館というのは実は非常に全国的に見ても、先進的な事例をたくさん持っていて、もう尊敬に値するソフトウェアを持っている美術館です。今建築家だけの話がありますけれど、それだけではないと思います。

そしてまた、置いてあるものもその場所ならではの作品も構造物としてあるので、どうするのかなと思うわけです。例えば、入口にあるダニ・カラヴァンという世界的な彫刻家が、彫刻（大きな作品ですけど）を作っております。あれは単なる柱ではなくて作品です。それから、創作室の活動も、素晴らしい活動をなさって、そして時代を作ってきたと思います。

そういうソフトウェアも含め美術館であると思います。ソフトも含めたハード、私は常にホールもそうでなければいけないと思ってずっと主張しておりますけれども、そういったソ

フトをどういうふうに分散するのか移転するのかその辺はこれからの議論だと思いますけれども、そういったことがきちっとできるという必要があるだろうと思います。

それには先ほど事務局がおっしゃった10年は随分遠いというのはちょっと違和感がありまして、もう10年、20年先の事を考えて、文化的な政策というものは考えないといけないと思います。前にもホールのことを言いましたけれども、ヨーロッパは100年の劇場はもうざらにあるわけです。長いスパンでこれはつくり上げ、かつ熟成されていくものだというふうに思うものですから、この記述はもう少し夢を語る部分がやや欲しいかなという気がいたしました。

【堀切川座長】

ありがとうございます。その他御意見ございませんか。稲葉構成員お願いします。

【稲葉構成員】

1点質問ですが、今日いただいている宮城県美術館リニューアル基本方針の概要という書類がございます。この書類を拝見しますと、平成30年3月に教育委員会で作られたものだと思うのですが、平成29年度に基本方針を策定されて、平成36年度にリニューアルオープンするような予定です。しかし、中間案の中で、美術館のところの表記の中に、11ページのところですが、「宮城県美術館リニューアル基本方針策定時には、移転や他施設との再編は想定していなかったが、上記のような課題解消に向けてより抜本的な取り組みが可能であると判断した」ということが書かれています。この辺りをもうちょっと丁寧に御説明いただいた方がいいと思います。

平成30年の3月に基本方針を決められた時の皆さんの、努力というのもあると思います。私どもはこの懇話会の中では、美術館は、先ほど堀切川座長もおっしゃっていましたが、立地的にトンネルもありその上にあるので、なかなか建替えは難しいというお話も聞いていましたので、皆さんが一度作った基本方針の思いを、いきなり根こそぎなくしてしまうのではなく、これがあったから、今のような課題解消に向けたここにやってきたんだよというような丁寧な御説明があるといいのではないかと思います。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。事務局の方で何かコメントございますか。

【事務局 志賀課長】

先の説明でも一部触れたところあったと思いますけれども、平成30年の3月に基本方針を定めておりましたが、ここに掲げてあるとおり、その定めた時点では現地での改修施工といったことを前提にした内容で定められたといったことで承知しているところでして、その時点で、他への移転新築といったことを選択肢に入れた上で、比較検証考慮したといった作業はこの時はしてなかったと伺っているところです。これはこれとして、ここで考えられたこと、様々なコンセプトは、可能な限り最大限尊重する形で、新築移転の場でも活かしてい

くといったことを記載したところです。

なぜそういうプランを定めた美術館をこの対象に加えたのかという、あえてというよりは、半ば機械的に30年以上経っていて大規模改修していく上では、各部局さんの意見も考えながら加えたといったことは、第1回目以降説明してきたとおりです。いずれ様々な観点で今度は新たに移転新築の場合という比較考量といった観点も加えて、総合的に考えた結果というか判断した考え方としてはこのようになっているというところまでここに至っているという経過をたどりました。

前回御指摘いただいた、先ほど座長にも触れていただきましたが、休館期間が出ますといったデメリットの問題とか、様々な角度から検討した上で、今日提示した案に至っていますが、様々な御意見等は承知しているところでございますので、今後、パブリックコメント等を募集し、なお、最終案の策定に向けまして、いろんな意見を伺ってまいりたいといったスタンスでおります。

【堀切川座長】

ありがとうございます。多分その宮城県美術館の基本方針を決められた時、場所の問題は別ですけど、そのリニューアルの具体的な内容は非常にいい提言がなされておられて、子供たちの豊かな体験を創出する美術館とか、人々が憩いくつろぎ集い繋がる美術館、国内外の人々が魅了される美術館、ともに築き合う美術館というキーワードで提言された内容というのは非常に重いというか、非常に前向きで夢のある提言がなされていたかなと思いますので、そういう基本方針はできるだけ汲み取って計画していきますということを丁寧に書かれてはいかかかという趣旨かと思っておりますので、パブリックコメントを募集するに当たってはできるだけこれまでの経緯もちゃんと踏まえて丁寧に書かれて、県民の皆様の御意見をいただけるようにしていただければありがたいと思います。

例えば、22ページの最後の2行は、結構嬉しいことが書いてあるので、仙台市の計画もあるのでしょうか、できるだけ仙台市とも意見交換されながら、市にとっても県にとってもいい方向に進む案に向かってもらえればという意見が多かったこともここに多分記載されているのかなと、簡単な2行ですが、結構重要な2行だと思っております。

先ほど跡地等の等のところの深い意味はというところが嬉しいところですけど、我々の構成員の多くの方々の御意見は、今ある美術館、あと佐藤忠良記念館も含めてですけど、その建物を活かすとしたらどういうことが考えられるかというのは当然、きっと考えていただけたらと思うと、皆さんも期待していると思います。

そういうことを下手に書けないというのが多分、県としては、今回は今回の部分と切り分けられているかもしれませんが、逆に言うとその自由度がありますということ踏まえて県民の皆様の御意見をいただいた方が、より建設的な意見ももらえるかなという気もいたしますので検討していただければありがたいなと思っております。

限られた時間の中でございましたけれど、本当に貴重な御意見をいただくことができ、本当にありがとうございました。

それではまずは、たくさん御意見をいただいたということでこの議事については終わらせていただきたいと思います。

8 その他

事務局から次回の懇話会開催の調整については後日改めて行う旨を説明した。構成員からの質疑はなかった。

以上